

2023年度
大谷専修学院
新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

2023年4月6日時点
大谷専修学院策定

目次

- 1、はじめに
 - 2、共同生活にあたって
 - 3、共同生活において安全確保のために実施する対策
 - 3-1、学舎内において安全確保のために実施する対策
 - 3-2、学寮内において安全確保のために実施する対策
 - 3-3、食事の際の安全確保のために実施する対策
 - 4、共同生活において感染が確定した方が発生した場合の対応
 - 5、各自持参するもの
 - 6、さいごに
- ※末尾に参考・引用データ「新しい生活様式」の実践例を収載

1、はじめに

思いがけず新型コロナウイルス感染症に罹患^{りかん}され、苦しまれている方々に、心よりお見舞い申し上げます。

この「2023年度 大谷専修学院 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」は、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、大谷専修学院における共同生活にあたって、感染予防対策として実施する基本的事項を整理したものです。

このガイドラインにおける予防対策は、感染を拡大させるリスクが高いとされている密閉空間（換気の悪い空間である）、密集場所（多くの人が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「3密」という）を避ける、手洗いや手指の消毒、マスクの着用などの基本的な感染対策を継続するという、「新しい生活様式」（末尾に掲載）の実践を前提としています。

2、共同生活にあたって

(1) 共同生活にあたって、学院生・保護者の皆さまにおかれましては、以下の内容を確認し同意のうえ、ご入学いただきたいと思えます。

- ① 現在、新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状を有せず、また、感染の陽性判定を受けていないこと。
- ② ご入学にあたり、ガイドラインの内容を了承し、これを遵守すること。
- ③ 共同生活において新型コロナウイルス感染が疑われる症状を発症し、または感染の陽性判定を受けた場合は、大谷専修学院および保健所、医療機関等の指示に従うこと。
- ④ 大谷専修学院における講義・実習の実施において新型コロナウイルスへの感染を完全に防止することは不可能であること、感染症に対するリスクを承知すること。

(2) 「新しい生活様式」を実践し、感染予防に努めること。また、十分な栄養と休養を取るなど、自己の感染予防に取り組み、体調を整えたうえで登院してください。

(3) 毎朝・夕の体温測定を行い健康状態について確認いたしますので、体温計を持参してください。

(4) 次の①～④に該当する場合には、ただちに大谷専修学院へ連絡をしてください。

- ① ご入学まで及び共同生活において、37.5 度以上の発熱または平熱に比して 1 度以上高い発熱や、味覚・嗅覚の異常などがあった場合
- ② 新型コロナウイルス感染症が確定された方との濃厚接触がある場合

- ③ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる、又は感染が確定している方がいる場合
- ④ 過去 14 日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等への渡航、並びに当該在住者との濃厚接触がある場合

※国立感染症研究所感染症疫学センターによる「濃厚接触者」の定義

患者が発症する 2 日前から、1 メートル程度の距離で、マスクをせずに 15 分以上会話した場合

3、共同生活において安全確保のために実施する対策

3-1、学舎内において安全確保のために実施する対策

(1) 学舎全体

- ① 学舎内では常時マスクを着用します。
- ② 各所にアルコール消毒液を設置します。
- ③ 3密を避ける対策を可能な限り実施すると共に、清掃、定期的な共有物の消毒を行います。
- ④ 廊下の窓はこまめに開放します。
- ⑤ 各所に予防啓発の掲示をします。
- ⑥ 体調不良時は別紙「体調不良時・症状別対応マニュアル」に従います。また、学舎近くの医療機関に連絡を取り受診していただきます。

(2) 講堂、教室

- ① 机は間隔を可能な限り離して着席できるように配置します。
- ② 講師はパーテーション、マスク等を使用し飛沫感染を防止します。
- ③ こまめに窓を開放し換気を行います。
- ④ 勤行、声明・音楽の授業時は不織布マスクを着用します。

(3) 事務室、職員室

事務室のカウンター、職員室で対面となる机には飛沫感染を防止するための透明のビニールシートを設置します。

(4) 図書室

- ① 利用の前後には手洗い、または消毒をします。
- ② 換気扇のスイッチを入れ、常時換気を行います。
- ③ 座席は可能な限り間隔を離して配置します。

(5) 喫煙室

各喫煙所（喫煙室）の使用定員を1名とします。

(6) エレベーター

使用を禁止します。やむを得ず使用する場合は1人で使用することとします。

(7) 通路、階段

- ① 手すりなどは定期的な消毒を行います。
- ② 交わらないよう片側一方通行とします。特に幅の狭いところでは進行方向を明示します。

(8) トイレ、洗面所

不特定多数が接触する便座、ドアノブなどは清拭消毒を行います。

(9) 掃除

- ① 掃除の前後には手洗い、または消毒をします。また必要に応じて手袋を着用します。
- ② 鼻水・唾液が付いたゴミはビニール袋に入れ密閉しゴミ箱に捨てるようにします。
- ③ 掃除やゴミの廃棄作業を行う際は必要に応じて手袋を着用します。作業後は必ず手を洗い、消毒を行います。

3-2、学寮内において安全確保のために実施する対策

(1) 学寮全体

- ① 学寮内では常時マスクを着用します。
- ② 各所にアルコール消毒液を設置します。
- ③ 3密を避ける対策を可能な限り実施すると共に、清掃、定期的な共有物の消毒を行います。
- ④ 毎朝、夕に各自で検温を行い、健康観察表の記入を実施します。

- ⑤ 体調不良時は別紙「体調不良時・症状別対応マニュアル」に従います。また、各寮近くの医療機関に連絡を取り受診していただきます。

(2) 入寮・帰寮に際して

- ① 入寮の際にはキャリーケース等のタイヤ部分の除菌清掃にご協力をお願いいたします。
- ② 帰寮した際は手洗い、アルコール消毒を必ず行います。

(3) 部屋

- ① 一部屋を1～2名で使用します。
- ② 各部屋に半分ほどの間仕切りを設置し、1人当たり6～8畳のスペースを使用します。
- ③ 自室ではマスクを外していただいて構いません。ただし、複数人で会話する際は、マスクを着用します。
- ④ 部屋の換気はこまめに行います。

(4) トイレ

トイレ使用後は蓋を閉めて流します。

(5) 喫煙室

各喫煙所（喫煙室）の使用定員を1名とします。

(6) 風呂

入浴の時間帯、人数の制限をします。

(7) 掃除

- ① 掃除の際にはマスクを着用し前後には手洗い、または消毒をします。必要に応じて手袋を着用します。
- ② 部屋は各自で掃除を行います。
- ③ 掃除やゴミの廃棄作業を行う際は必要に応じて手袋を着用します。作業後は必ず手を洗い、消毒を行います。

3-3、食事の際の安全確保のために実施する対策

(1) 食事

- ① 食べ始めるまではマスクを着用します。
- ② 隣との間隔を可能な限り離して着席できるように配置します。
- ③ テーブル上に正面からの飛沫感染を防止するためのパーテーションを設置します。
- ④ 共有物を極力減らし、こまめな換気を行います。
- ⑤ 食前には手洗いと消毒をします。
- ⑥ 食事中のみマスクを外します。
- ⑦ 食事中は会話をせずに黙食すること。

(2) 食堂（食事作り）

- ① 食事を作る者は、マスク、手袋、帽子、白衣、エプロン、長靴を着用します。
(マスク以外のものはこちらで用意します)
- ② 調理器具の消毒を徹底します。

(3) 片付け・食器洗い等

- ① 食器洗いをする者はマスク、手袋、帽子、白衣、エプロン、長靴を着用します。(マスク以外のものはこちらで用意します)
- ② テーブル、イス、パーテーション、共有物を消毒します。

4、共同生活において感染が確定した方が発生した場合の対応

- (1) 保健所および医療機関等の指示に従い、医療機関または指定される施設において治療を行い、学寮にて療養していただきます。
- (2) 感染が確定した方を含む学院生全員の保証人に連絡します。
- (3) 感染が確定した方以外の学院生や教職員への、学舎、学寮、食堂における対応については、保健所等の指示に従い、教職員により判断いたします。
- (4) 保健所の指示を仰ぎ、学院生および教職員等に状況報告を行います。
- (5) 保健所等の指示で、感染者および濃厚接触者の個人情報を提供する場合がありますのでご承知ください。

5、各自持参するもの

- (1) 体温計
- (2) 清潔なマスク（不織布マスクの準備もお願いいたします）
- (3) ハンカチ等の手を拭くもの
- (4) マスクケース（袋状の簡便なもので構いません）

6、さいごに

新型コロナウイルス感染症においては、日常的に感染症予防を心がけていたとしても、誰もが思いがけず感染してしまう恐れがあります。感染された方やそのご家族、医療従事者等の方々に対する不当な差別、偏見、誹謗中傷はあってはならないことです。

われわれ教職員および学院生の皆さまが「新しい生活様式」を実践するという前提と信頼のもと、共同生活の場を開きたいと願います。

皆さまとの出会いが成就されますよう、この度のガイドラインを作成いたしました。大切に読んでいただけますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上

参考

- ・学校における新型コロナウイルス感染症 に関する衛生管理マニュアル
【2023.4.1 Ver.9】（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/content/20230316-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf



- ・学校における新型コロナウイルス感染症 に関する衛生管理マニュアル
【2023.4.1 Ver.9】 別途資料（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/content/20230316-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf



- ・家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>



- ・新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項
（日本環境感染学会とりまとめ）（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00009.html



- ・大学等における感染症拡大防止の ためのガイドライン（改定版）【2023.3.13】

https://www.pref.kyoto.jp/koho/corona/documents/230313_daigaku.pdf



- ・ 公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
【2023.3.3】 （公益社団法人全国公民館連合会）



https://kominkan.or.jp/file/all/2023/20230303_02guide_ver07.pdf

- ・ 図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
【2022.6.22】 （公益社団法人日本図書館協会）



<https://www.jla.or.jp/home//tabid/853/Default.aspx>

- ・ 宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン
第4版 【2023.3.13】 （日本旅館協会）



<https://www.ryokan.or.jp/top/news/download/521?file=1>

- ・ 外食業の事業継続のためのガイドライン 【2022.12.13】
（一般社団法人 日本フードサービス協会 一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会）



http://www.jfnet.or.jp/contents/_files/safety/FSguideline_221213kai.pdf

- ・ 浴場業（公衆浴場）における 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
【2022.12.2】（全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会）



https://www.seiei-shien.jp/dl/taisaku/taisaku_guide_07bath.pdf

- ・ 東京都新島村 HP <https://www.nijjima.com>

